

福岡県公報

令和三年二月二十六日
第百七十八号
増刊
①

目次

再掲

○福岡県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(スポーツ企画課) ……………一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例をここに公布する。

令和三年二月二十二日

福岡県知事職務代理者

福岡県副知事 服部 誠太郎

福岡県条例第二号

福岡県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 東京オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)対策に要する経費の財源に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金(以下「基金」という)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。